

## 平成20年度第25回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成21年3月30日（月）午後3時00分～午後4時35分

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長 曾我紀厚

委員 高橋敬一

委員 佐蔵絢子

#### 【事務局職員】

事務局長 浅井 涉 次長 中尾康師

任用課長 西尾孝之 給与課長 岡田良彦

課長補佐 荒田すみ子 課長補佐 松本秀樹

【傍聴者】 1名

### 4 議題

議案第1号 一般任期付職員の採用の承認について

議案第2号 人事委員会規則、告示及び通知の制定、一部改正及び廃止について

協議等事項

（1）県民から寄せられた意見（県民の声）について

### 5 会議の公開・非公開

議案第1号及び協議等事項を非公開とした。

### 6 議事

#### （1）議案第1号

一般任期付職員の採用の承認について、事務局が説明し、原案のとおり承認することに決定した。

#### 【説明】

① 採用予定職（所属部課名）  
参事（防災局危機管理チーム）

#### ② 業務内容

- ・災害発生時における防災関係機関との連携・調整
- ・各種災害対応計画、マニュアル等の検証及び実践的な図上訓練
- ・職員の危機管理意識及び災害対処能力の向上対策

- ③ 採用予定者の専門的な知識経験（資格、経歴、実務の経験等）の内容  
自衛隊の勤務経験（38年間の勤務のうち28年間に幹部職として勤務）
- ・災害等発生時における災害派遣（河川水害等）や海外派遣（ルワンダ難民救援隊）の経験
  - ・各種災害派遣計画の作成経験（美幌駐屯地における自衛隊災害派遣計画の作成、ルワンダ難民救援隊として救援隊派遣計画の作成等）
  - ・関係機関との連絡調整業務の経験（北海道洞爺湖サミットでは、関係自治体や関係機関との連携強化に向けた調整、国賓輸送、準備訓練等に関する地元説明等を実施）
  - ・総合危機管理士2級の資格を保有
- ④ 採用予定者を当該業務に当該期間を限って従事させる必要性及び根拠規定
- ・業務の遂行にあたっては、自衛隊勤務により得られた知識・経験の活用が有用であり、災害派遣時その他実務的な調整等において特に必要となるため。
  - ・任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項第4号
- ⑤ 任用予定期間  
平成21年4月13日から平成24年3月31日まで（約3年間）
- ⑥ 選考基準、選考方法及び選考結果の概要  
当該業務を遂行するに足りる適任者を陸上自衛隊に推薦依頼し、陸上自衛隊から推薦のあった者と面接を実施して選考

【質 疑】

委 員

前にも自衛隊から職員を採用していたのではないか。

事務局

これまでも自衛隊OBを任期付で採用していた。前の方は任期が切れ、今回は2人目となる。防災の分野では自衛隊との連携が必要であるため、こうした任期付採用を行っている。

委 員

鳥取県西部地震の後に自衛隊の人を採用していたように思う。

事務局

最初は現役の隊員を人事交流で採用した。今は、自衛隊を退職した人を任期付職員として採用している。

(2) 議案第2号

人事委員会規則及び通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

1 規則・通知の名称

(1) 教育職給料表の新職設置関係

【規則 [改正]】

- ・給料表の適用範囲に関する規則
- ・職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- ・管理職手当に関する規則
- ・期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

- ・職員の旅費等に関する条例施行規則
- ・職員の職務の級の分類に関する規則
- ・義務教育等教員特別手当に関する規則
- ・職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則
- ・職員の任用に関する規則

【通知 [廃止・制定]】

- ・教育職給料表級別資格基準表の「別に定める。」等について

【通知 [改正]】

- ・期末手当及び勤勉手当の運用について
- ・職の区分表について
- ・職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の運用について

(2) 初任給、昇格、昇給等の基準関係

【通知 [改正]】

- ・復職時等における号給の調整の運用について

(3) 手当関係

【規則 [改正]】

- ・職員の特殊勤務手当の支給に関する規則
- ・初任給調整手当の支給に関する規則
- ・地域手当に関する規則

【通知 [改正]】

- ・通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針

(4) 勤務時間関係

【通知 [改正]】

- ・職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ・県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ・期末手当及び勤勉手当の運用について
- ・職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について
- ・特殊勤務手当の運用について
- ・臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について
- ・ボランティア休暇の取扱いについて
- ・ボランティア休暇の取扱いについて（県費）
- ・育児休業等制度の運用について

(5) 退職派遣廃止関係

【規則 [制定]】

- ・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整理等に関する規則

【通知 [改正]】

- ・期末手当及び勤勉手当の運用について
- ・通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針
- ・職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について
- ・職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ・県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

- ・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の運用について
- ・育児休業等制度の運用について

## (6) 組織改正関係

### 【規則 [改正]】

- ・給料表の適用範囲に関する規則
- ・職員の職務の級の分類に関する規則
- ・管理職手当に関する規則
- ・管理職員等の範囲を定める規則
- ・職員の特殊勤務手当の支給に関する規則
- ・人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則
- ・人事委員会の事務の専決及び代決規則

### 【告示 [改正]】

- ・選考により採用又は昇任させる職

### 【通知 [廃止・制定]】

- ・教育職給料表級別資格基準表の「別に定める。」等について

### 【通知 [改正]】

- ・給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について
- ・職の区分表について
- ・管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について
- ・教育職給料表級別資格基準表の「別に定める。」等について

## (7) その他関係

### 【規則 [制定]】

- ・公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則

### 【規則 [改正]】

- ・へき地手当等に関する規則

## 2 施行期日

平成21年4月1日（内容によってはこの限りでない。）

### 改正等の概要

#### 1 教育職給料表の新職設置関係

##### (1) 給料表の適用範囲に関する規則（改正）

教育職給料表(1)を適用する職員として、高等学校又は特別支援学校の副校長及び主幹教諭、教育職給料表(2)を適用する職員として小学校又は中学校の副校長及び主幹教諭をそれぞれ新たに追加する。

##### (2) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（改正）

##### (3) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（改正）

##### (4) 教育職給料表級別資格基準表の「別に定める。」等について（改正）

新職設置に伴い、級別資格基準表及び昇格時号給対応表を改める。

- (5) 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則  
(改正)

平成21年1月1日から行政職3級以上に相当する職員の給料月額が3.5%削減されていることにより、2級から特2級への昇格の際に一部で生じる給料月額の逆転を防止するための調整を行う。

- (6) 管理職手当に関する規則 (改正)

副校長及び部主事である主幹教諭の管理職手当の額を定める。

- (7) 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (改正)

- (8) 期末手当及び勤勉手当の運用について (改正)

副校長及び主幹教諭の期末手当の役職加算額を定める。

- (9) 職員の旅費等に関する条例施行規則 (改正)

教育職の特2級の設置に伴い、外国旅行の旅費を算定する際に必要な行政職の職務の級に対応する職務の級を設定する。

- (10) 職の区分表について (改正)

- (11) 職員の職務の級の分類に関する規則 (改正)

職の区分を改める。

また、副校長の職務の級を3級とするとともに、特2級の区分を新設し、主幹教諭等の職務の級を当該級とする。

- (12) 義務教育等教員特別手当に関する規則 (改正)

手当月額を減額するとともに、支給する職員として副校長及び主幹教諭を新たに追加する。

- (13) 職員の任用に関する規則 (改正)

職の区分表を見直すこと等に伴い、選考により採用する職を改める。

## 2 初任給、昇格、昇給等の基準関係

復職時等における号給の調整の運用について (改正)

所要の改正を行う。

## 3 手当関係

- (1) 特殊勤務手当関係

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 (改正)

特殊勤務手当条例の一部改正により、防疫等業務手当の項目が追加されたことによる所要の改正を行う。

- (2) 初任給調整手当関係

初任給調整手当の支給に関する規則 (改正)

医療職給料表(1)の適用を受ける職員の初任給調整手当の支給月額を引き上げる。

- (3) 通勤手当関係  
通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針 (改正)

電子地図を用いて経路の長さの測定を行うものとする。

- (4) 地域手当関係  
地域手当に関する規則 (改正)

段階的な地域手当の導入に伴う平成21年度の支給割合を定める。

【概要】

地域等	最終割合	H21 割合	H20 割合
東京都特別区	100 分の 18	100 分の 17	100 分の 16
大阪府大阪市	100 分の 15	100 分の 14	100 分の 13
愛知県名古屋	100 分の 12	100 分の 12	100 分の 12
医師	100 分の 15	100 分の 14	100 分の 13

#### 4 勤務時間関係

- (1) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について (改正)  
(2) 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について (改正)

特別休暇のうち、裁判員休暇、結婚休暇、父母、配偶者及び子の祭日の場合の休暇について、取扱いを明確化する。

- (3) 期末手当及び勤勉手当の運用について (改正)  
(4) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について (改正)

勤務していた期間又は勤務していなかった期間を計算する際の1日未満の時間を日に換算する規定について所要の改正を行う。

- (5) 特殊勤務手当の運用について (改正)

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行う。

- (6) 臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について (改正)

臨時的任用職員の職務に専念する義務の免除について、所要の改正を行う。

- (7) ボランティア休暇の取扱いについて (改正)  
(8) ボランティア休暇の取扱いについて (県費) (改正)

制度検証のための実績報告を不要とする他、所要の改正を行う。

- (9) 育児休業等制度の運用について (改正)

勤務時間短縮に伴う所要の改正を行う。

5 退職派遣廃止関係

- (1) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整理等に関する規則（制定）

【当該規則で改正される規則】

- ア 職員の給与の支給に関する規則
- イ 職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則
- ウ 初任給調整手当の支給に関する規則
- エ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則
- オ 職員の旅費等に関する条例施行規則
- カ 住居手当に関する規則
- キ 職員の育児休業等に関する規則
- ク 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ケ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- コ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則

- (2) 期末手当及び勤勉手当の運用について（改正）
- (3) 通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針（改正）
- (4) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（改正）
- (5) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（改正）
- (6) 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（改正）
- (7) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の運用について（改正）
- (8) 育児休業等制度の運用について（改正）

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例が一部改正され、退職派遣が行われなくなったこと等に伴い、関係する人事委員会規則・通知について所要の改正を行う。

6 組織改正関係

- (1) 給料表の適用範囲に関する規則（改正）
- (2) 給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について（改正）

職の新設等に伴い、それぞれの給料表が適用される職について追加・削除する。なお、この規則で規定しない職はすべて行政職給料表の適用となるため、新たに設けられた職であっても行政職給料表適用者については規定しない。

(追加)

(主なもの)

給料表	区分	組織	職	備考
教育職(1)	知事部局	観光政策課	専門員（世界ジオパークネットワーク加盟に向け調整等を行う者に限る。）	職の新設
		子ども発達支援室	副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）	職の新設
		男女共同参画センター	企画員（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）	職の新設
		鳥取看護専門学校	教務主幹	職の新設
	教育委員会	高等学校	副校長及び主幹教諭	職の新設
		特別支援学校	副校長及び主幹教諭	職の新設
		スポーツ振興課	生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事	職の新設
		博物館	専門員及び学芸員補（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）	職の新設

教育職(2)	知事部局	観光政策課	専門員（世界ジオネットワーク加盟に向け調整等を行う者に限る。）	職の新設
		子ども発達支援室	副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）	職の新設
		男女共同参画センター	企画員（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）	職の新設
	教育委員会	中学校	副校長	職の新設
		小学校	副校長	職の新設
		スポーツ振興課	生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事	職の新設
		博物館	専門員及び学芸員補（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）	職の新設
研究職	知事部局	水産試験場	次長及び部長	職の新設
医療職(1)	知事部局	福祉保健部	医療政策監	職の新設
医療職(2)	知事部局	総合事務所福祉保健局	福祉保健課の保健衛生係長（人事委員会が定めるものに限る。）	職の新設
		総合事務所生活環境局	参事（人事委員会が定めるものに限る。）及び生活安全課の動物・鳥獣係長	職の新設

(削除)

(主なもの)

給料表	区分	組織	職	備考
教育職(1)	知事部局	障害福祉課	副主幹（子ども発達支援室の副主幹で学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）	職の廃止
		保育専門学院	次長（教務の職務を行うものに限る。）	職の廃止
		男女共同参画センター	副主幹（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）	職の廃止
	教育委員会	スポーツセンター	生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事	職の廃止
教育職(2)	知事部局	障害福祉課	副主幹（子ども発達支援室の副主幹で学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）	職の廃止
		男女共同参画センター	副主幹（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）	職の廃止
	教育委員会	スポーツセンター	生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事	職の廃止
研究職	知事部局	文化政策課	学芸員	職の廃止
		栽培漁業センター	所長、室長、特別研究員及び研究員	職の廃止
医療職(2)	知事部局	総合事務所生活環境局	環境・循環推進課の環境衛生係長	職の廃止
			生活安全課の食品係長	職の廃止

### (3) 職員の職務の級の分類に関する規則（改正）

給料表の改正及び県の行政組織の改正等に伴い、職務の級の分類について改正を行う。

(教育職給料表関係 追加)

(主なもの)

給料表	区分	組織	職及び職務の級	備考
教育職(1)	教育委員会	学校	副校長（3級）	職の新設
			主幹教諭（特2級）	職の新設
		博物館	専門員（2～特2級）	職の新設

			学芸員補（２～特２級）	職の新設
	市町村立学校		副校長（３級）	職の新設
	知事部局	地方 機関	男女共同参画センター	職の新設
			鳥取看護専門学校	教務主幹（２級）
教育職（２）	市町村立学校		副校長（３級）	職の新設

(教育職給料表関係 削除)

(主なもの)

給料表	区分	組織	職	備考
教育職（１）	知事部局	男女共同参画センター	副主幹	職の廃止
	教育委員会	スポーツセンター	係長及び指導主事	職の廃止
教育職（２）	教育委員会	スポーツセンター	係長及び指導主事	職の廃止

(教育職給料表関係 級の格付け見直し)

(主なもの)

給料表	区分	組織	職及び職務の級	備考		
教育職（１）	教育委員会	教育委員会事務局	指導主査（３級）	格付見直		
			係長（２～３級）	格付見直		
			指導主事（２～特２級）	格付見直		
	知事部局	本庁		副主幹（２～特２級）	格付見直	
				専門員（２～特２級）	格付見直	
				企画員（２～特２級）	格付見直	
			地方 機関	総合事務所	文化財主事（２～特２級）	格付見直
				公文書館	室長（２～特２級）	格付見直
					総括専門員（２～特２級）	格付見直
				専門員（２～特２級）	格付見直	
			男女共同参画センター	企画員（２～特２級）	格付見直	
			皆成学園	副主幹（２～特２級）	格付見直	
		専門指導員（２～特２級）		格付見直		
		福祉相談センター	副主幹（２～特２級）	格付見直		
		児童相談所	副主幹（２～特２級）	格付見直		
		保育専門学院	部長（２級）	格付見直		
			講師（２級）	格付見直		
		鳥取看護専門学校	副校長（２級及び３級）	格付見直		
			教務主任（２級）	格付見直		
講師（２級）	格付見直					
倉吉総合看護専門学校	副校長（２級及び３級）	格付見直				
	部長（２級）	格付見直				
	教務主幹（２級）	格付見直				
	教務主任（２級）	格付見直				
	講師（２級）	格付見直				
教育職（２）	教育委員会	教育委員会事務局	指導主査（３級）	格付見直		
			係長（２～３級）	格付見直		
			指導主事（２～特２級）	格付見直		
	知事部局	本庁	副主幹（２～特２級）	格付見直		
			専門員（２～特２級）	格付見直		

			企画員（２～特２級）	格付見直
地方 機関	総合事務所		文化財主事（２～特２級）	格付見直
		公文書館	室長（２～特２級）	格付見直
			総括専門員（２～特２級）	格付見直
			専門員（２～特２級）	格付見直
	男女共同参画センター		企画員（２～特２級）	格付見直
	皆成学園		副主幹（２～特２級）	格付見直
			専門指導員（２～特２級）	格付見直
	福祉相談センター		副主幹（２～特２級）	格付見直
児童相談所		副主幹（２～特２級）	格付見直	

(組織改正等関係 追加)

(主なもの)

給料表	区分	組織	職及び職務の級	備考
行政職	知事部局	政策企画総室	総室長（７級）	職の新設
			次世代改革チームのチーム長（４～５級）	職の新設
		子育て支援総室	母子・児童養護チームのチーム長（４～６級）	職の新設
		砂丘事務所	所長（６級）	職の新設
		森林・林業総室	総室長（６級）	職の新設
		本庁共通	筆頭主幹（４～５級）	職の新設
		総合事務所県民局	日野県民局庶務会計チームのチーム長（４～５級）	職の新設
		総合事務所県税局	副局長（６級）	職の新設
		総合事務所共通	チーム長（６級）	職の新設
		関西本部	副本部長（６級）	職の新設
		皆成学園	養護課の課長（６級）	職の新設
		地方機関共通	企画員（３～５級）	職の新設
			児童心理主任（３級）	職の新設
			児童心理司（１～２級）	職の新設
生活指導員（１～２級）	職の新設			
	人事委員会事務局	副主幹（３級）	職の新設	
研究職	知事部局	水産事務所	部長（３級）	職の新設
医療職(１)	知事部局	本庁共通	医療政策監（３～４級）	職の新設
医療職(２)	知事部局	総合事務所共通	参事（６級）	職の新設

(組織改正関係 削除)

(主なもの)

給料表	区分	組織	職	備考
行政職	知事部局	政策企画課	課長	職の廃止
		子育て支援総室	保育・幼児教育チームのチーム長	職の廃止
		鳥取二十世紀梨記念館	館長及び館長補佐	指定管理
		栽培漁業センター	課長	職の廃止
	教育委員会	スポーツセンター	所長及び次長	職の廃止
		教育センター	課長補佐	職の廃止
		人事委員会事務局	課長補佐	職の廃止

(名称の変更)

(主なもの)

変更後	変更前
くらしの安心局消費生活センター	消費生活センター

(4) 職の区分表について (改正)

給料表の改正及び県の行政組織の改正等に伴う改正を行う。

(教育職給料表関係 区分の見直し)

(主なもの)

給料表	区分	組織	職	相当する職	備考
教育職(1)	教育委員会	学校	教頭	教頭	区分見直
		教育センター	係長	教頭又は教諭	区分見直
		図書館	課長	教頭又は教諭	区分見直
			係長	教頭又は教諭	区分見直
		青年の家	係長	教頭又は教諭	区分見直
		少年自然の家	係長	教頭又は教諭	区分見直
		埋蔵文化センター	係長	教頭又は教諭	区分見直
			副主幹	教頭又は教諭	区分見直
		教育委員会事務局	指導主査	教頭	区分見直
	係長		教頭又は教諭	区分見直	
	副主幹		教頭又は教諭	区分見直	
	市町村立学校		教頭	教頭	区分見直
	知事部局	鳥取看護専門学校	副校長	教頭又は教諭	区分見直
倉吉総合看護専門学校		副校長	教頭又は教諭	区分見直	
教育職(2)	市町村立学校		教頭	教頭	区分見直
	教育委員会	教育センター	係長	教頭又は教諭	区分見直
		教育センター	係長	教頭又は教諭	区分見直
		図書館	課長	教頭又は教諭	区分見直
			係長	教頭又は教諭	区分見直
		青年の家	係長	教頭又は教諭	区分見直
		少年自然の家	係長	教頭又は教諭	区分見直
		埋蔵文化センター	係長	教頭又は教諭	区分見直
			副主幹	教頭又は教諭	区分見直
		教育委員会事務局	指導主査	教頭	区分見直
	係長		教頭又は教諭	区分見直	
	副主幹		教頭又は教諭	区分見直	

(追加)

(主なもの)

給料表	区分	組織	職	相当する職	備考
行政職	知事部局	政策企画総室	総室長	課長	職の新設
			次世代改革チームのチーム長	課長補佐	職の新設
		子育て支援総室	母子・児童養護チームのチーム長	課長又は課長補佐	格付見直
		砂丘事務所	所長	課長	職の新設
		消費生活センター	所長	課長	格付見直
		森林・林業総室	総室長	課長	職の新設
		本庁共通	筆頭主幹	課長補佐	職の新設
		日野県民局	庶務会計チームのチーム長	課長補佐	職の新設
		県税局	副局長	課長	職の新設
総合事務所共通	チーム長	課長	職の新設		

		関西本部	副本部長	課長	職の新設
		皆成学園養護課	課長	課長	職の新設
		地方機関共通	企画員	課長補佐又は係長	職の新設
			児童心理主任	係長	職の新設
			児童心理司	主事	職の新設
	生活指導員	主事	職の新設		
	人事委員会事務局	副主幹	係長	職の新設	
	病院局	病院	副室長	課長	職の新設
		共通	診療情報管理士	主事	職の新設
	教育職(1)	教育委員会	学校	副校長	教頭
主幹教諭				教諭	職の新設
博物館			専門員	教諭	職の新設
			学芸員補	教諭	職の新設
市町村立学校		副校長	教頭	職の新設	
知事部局		男女共同参画センター	企画員	教諭	職の新設
		鳥取看護専門学校	教務主幹	教諭	職の新設
教育職(2)	市町村立学校	副校長	教頭	職の新設	
	教育委員会	博物館	専門員	教諭	職の新設
			学芸員補	教諭	職の新設
	知事部局	男女共同参画センター	企画員	教諭	職の新設
研究職	知事部局	水産試験場	部長	所長補佐	職の新設
医療職(1)	知事部局	本庁共通	医療政策監	副院長	職の新設
	病院局	病院共通	センター長	部長	職の新設
			室長	部長	職の新設
			センター長(管理職手当が支給されない者に限る。)	医長	職の新設
			室長(管理職手当が支給されない者に限る。)	医長	職の新設
副室長	医長	職の新設			
医療職(2)	知事部局	総合事務所共通	参事	課長	職の新設
医療職(3)	病院局	病院共通	副センター長	副局長	職の新設
			副室長	副局長	職の新設

(削除)

(主なもの)

給料表	区分	相当する職	組織	職	備考
行政職	知事部局	課長又は課長補佐	子育て支援総室	保育・幼児教育チームのチーム長	職の廃止
		課長補佐又は係長	総合事務所共通	企画員	職の廃止
		課長	鳥取二十世紀梨記念館	館長	指定管理
		課長補佐		館長補佐	指定管理
		課長補佐	栽培漁業センター	課長	職の廃止
	教育委員会	課長補佐	教育センター	課長補佐	職の廃止
		次長又は課長	スポーツセンター	所長	職の廃止
課長補佐		次長		職の廃止	
教育職(1)	教育委員会	係長	スポーツセンター	係長	職の廃止
		係長		指導主事	職の廃止
	知事部局	指導主査	保育専門学院	次長	職の廃止
教育職(2)	教育委員会	係長	スポーツセンター	係長	職の廃止

		係長		指導主事	職の廃止
研究職	知事部局	研究員	共通	学芸員	職の廃止
		所長		所長	職の廃止
医療職(1)	病院局	部長	臨床研修支援室	室長	職の廃止
		医長		室長（管理職手当が支給されない者に限る。）	職の廃止
		医長	新生児治療室	副室長	職の廃止
医療職(3)	病院局	看護師長	病院	副室長	職の廃止
現業職	知事部局	自動車整備士	知事の事務部局	ボイラ技士	職の廃止
				調理師	職の廃止
				調理員	職の廃止

(5) 選考により採用又は昇任させる職（告示）（改正）

診療情報管理士の職を追加する。

(6) 教育職給料表級別資格基準表の「別に定める。」等について（制定）

副校長及び主幹教諭の職の新設等に伴い、現通知を廃止し、内容を整理した新通知を定める。

(7) 管理職手当に関する規則（改正）

職の新設等に伴い、管理職手当を支給する職及び支給区分について追加・変更・削除する。

(追加)

(主なもの)

区分	組織	職	支給区分	備考
知事部局	本庁	医療政策監	2種	職の新設
		政策企画総室の総室長	3種	職の新設
		地域づくり支援局移住定住促進室の室長		
		地域づくり支援局中山間地域振興室の室長		
		子ども発達支援室の室長		
		砂丘事務所の所長		
	政策室の室長			
森林・林業総室の総室長	チーム長（子育て支援総室母子・児童養護チームのチーム長（人事委員会が承認したものに限る。））	4種	職の新設	
総合事務所	企画県民室の室長	3種	職の新設	
	商工観光チームのチーム長			
関西本部	副本部長	3種	職の新設	
皆成学園	養護課の課長	4種	職の新設	
水産試験場	次長	3種	職の新設	
教育委員会事務局及び教育機関	教育機関	高等学校	特4種	職の新設
		特別支援学校	特4種	職の新設
		部主事である主幹教諭	8種	職の新設
市町村立学校	中学校	副校長	特4種	職の新設
	小学校	副校長	特4種	職の新設
	特別支援学校	副校長	特4種	職の新設

(名称の変更)

(主なもの)

変更後	変更前
くらしの安心局消費生活センター	消費生活センター
基盤整備室	大規模基盤整備室

(削除)

(主なもの)

区分	組織	職	備考
知事部局	消費生活センター	所長（人事委員会が承認した者に限る。）	格付の見直し
	次世代改革室	室長	格付の見直し
	経済・雇用政策総室	企画調査チームのチーム長	職の廃止
	会計管理室	室長	職の廃止
	出納室	室長	職の廃止
	子育て支援総室	保育・幼児教育チームのチーム長	職の廃止
	鳥取環状道路建設推進室	室長	職の廃止
	鳥取二十世紀梨記念館	館長	指定管理
教育委員会事務局及び教育機関	栽培漁業センター	所長	職の廃止
	スポーツセンター	所長	職の廃止

## (8) 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について(改正)

複数格付けされている職の管理職手当の区分について、包括的に承認するものである。

(追加)

(主なもの)

区分	組織	職	承認内容	備考
3種	子育て支援総室母子・児童養護チーム	チーム長	職の区分表で「課長及び同相当職」とされているもの	職の新設

(削除)

(主なもの)

区分	組織	職	承認内容	備考
2種	消費生活センター	所長	職の区分表で「局長及び同相当職」とされているもの	職の廃止
2種	スポーツセンター	所長	職の区分表で「局長及び同相当職」とされているもの	職の廃止
3種	子育て支援総室保育・幼児教育チーム	チーム長	職の区分表で「課長及び同相当職」とされているもの	職の廃止

## (9) 管理職員等の範囲を定める規則(改正)

一般職員で構成する職員団体に加入することができない管理職員等の範囲について、職の新設等に伴い、該当する職を追加・削除する。

(追加)

(主なもの)

区分	組織	職	備考
知事部局	本庁	筆頭主幹	職の新設
	総合事務所	チーム長（商工観光チームのチーム長に限る。）	職の新設
	関西本部	副本部長	職の新設

	皆成学園		課長（養護課の課長に限る。）	職の新設
	水産試験場		次長及び部長	職の新設
会計局			局長、課長、課長補佐及び審査出納課の副主幹	職の新設
庶務集中局			局長、課長、室長及び課長補佐	職の新設
教育委員会 の事務局	教育機関	高等学校	副校長	職の新設
		特別支援学校	副校長	職の新設
人事委員会事務局			副主幹	職の新設

(削除)

(主なもの)

区分	組織		職	備考
知事部局	鳥取二十世紀梨記念館		館長	指定管理
	栽培漁業センター		所長、総務課長及び船長	職の廃止
出納局			出納局長、室長、室長補佐及び出納室の副主幹	職の廃止
教育委員会 の事務局	教育機関	スポーツセンター	所長	職の廃止
人事委員会事務局			課長補佐	職の廃止

(10) 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（改正）

医療業務手当の支給対象として精神保健福祉センターの医長を追加する。

(11) 人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（改正）

事務局職員の職から課長補佐を削る。

(12) 人事委員会の事務の専決及び代決規則（改正）

代決の順序について定めた規定中、主務課の課長補佐を削る。

7 その他関係

(1) へき地手当等に関する規則（改正）

小学校の統廃合に伴い、へき地手当の支給対象となるべきへき地学校について所要の改正を行う。

(2) 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則（制定）

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することのできる期間の特例を定める。

【質 疑】

事務局

大半が年度末の組織改正や見直しによるものである。

委員

人事委員会は課長補佐が廃止になるのか。

事務局

人事委員会の課長は課長補佐級、課長補佐は係長級であり、違和感があった。課があるので

課長は置くが、係長級の職員は副主幹とした方が実態に合っているし、複数置けるというメリットもある。

また、規則改正の中には管理職員を新たに指定したものがあるが、表向きの事務分担とは異なり、実態として組合交渉の場で当局側に立つ職員であったため、見直したものである。

委員

管理職員はどういったことに関係してくるのか。

事務局

管理職員は、職員組合に入りたくても入ることができない。

委員

手当には影響あるか。

事務局

手当には関係ない。

事務局

組合の専従期間の特例について、これまでは町村等からの要望もなかった。専従期間が長いと在職年数に影響してくるため、職員にとってもデメリットとなる。しかし、組合サイドも人材不足のようであり、このような要望が出てきたようだ。

### (3) 協議等事項

- ① 県民から寄せられた意見（県民の声）について、事務局が説明した。

#### 【説明】

以下の案で回答したいと考えている。

#### 【意見の概要】 3月24日受付

今回、募集年齢が引上げられたことは鳥取県の雇用環境を考えても良いことだと思いましたが。ただ、残念なのは大阪などと比べて40歳以上を対象としていないことです。

民間の40歳以上の募集は極めて限定されています。

次回の職員募集の際には職種と年齢を広げていただくとともに、年齢を上げたことを大きく広報していただきたいと思えます。

県が民間に先立って募集年齢を緩和することで民間企業へ年齢緩和を啓蒙していただけないでしょうか？

#### 【回答（案）】 県民室への回答期限：3月31日

4月19日に実施する平成21年度鳥取県職員採用試験（平成21年7月1日採用分）については、現下の厳しい雇用状況を考慮し、可能な範囲で早期雇用を行うことを目的に、通常（定期実施）の採用試験の一部を前倒して実施するものです。

そして、できるだけ幅広い雇用機会を提供するため、採用年齢については、通常は採用時35歳以下であるところを、今回の試験に限り特例的に40歳以下まで引上げたところです。

県では、安定的な組織運営の柱となる人材を確保するためには、組織内での経験の積み重ねにより能力を向上させることが必要と考えていることから、新卒者を中心とした採用形態をとっているものであり、長期勤続を想定しているため、採用試験においては35歳という上限年齢を設定しています。

次回の職員募集の際には職種と年齢を広げてほしいというご意見ですが、採用試験における上限年齢は上記の理由から設定しているものであり、これを引き上げるということは現時点では考えていません。

また、県では職員定数の削減など行財政改革に取り組んでおり、採用職種についても必要最小限に絞り込んでいるところですので、採用職種を必要以上に広げることも考えていません。

どうぞご理解ください。

鳥取県人事委員会事務局長 浅井 渉  
(電話) 0857-26-7552 担当：荒田

## 6 次回の人事委員会の開催

平成21年4月20日(月) 午前10時00分から開催することとした。